

令和元年度答申第2号

令和元年 7月 9日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年8月20日付け松総行第129号をもって諮問のあった「今年、松戸市情報公開条例に基づく松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件で諮問通知に記載ミスがあったことに関する公文書一切。外部からの指摘・内部的なやりとり、他の実施機関や弁護士等との相談についての公文書も含める。その件について松戸市事務事業危機管理マニュアルに基づいた報告等をしないことにしたことや同マニュアルに基づく報告等をするべきとの指摘・意見等があったことも含む。」に係る公文書の非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）に対する審査請求について、審査請求人の主張は棄却することが妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年7月2日付け公文書開示請求書により、本件文書について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市長（総務部行政経営課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、平成30年7月13日付け公文書非開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月17日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件文書、つまり、「今年、松戸市情報公開条例に基づく松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件で諮問通知に記載ミスがあったことに関する公文書一切（当該文書に関連する文書のほか、事務事業危機管理マニュアルに基づく文書を含む。）」に係る非開示決定を「取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 開示請求する公文書について、公文書開示請求書には、「今年、松戸市情報公開条例に基づく松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件で諮問通知に記載ミスがあったことに関する公文書一切。」と記載されている。
- (2) 処分庁である松戸市長においては、「松戸市情報公開条例に基づく松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件」については、公文書を取得・

作成していないため、不存在を理由として、非開示決定をした。

(3) 消防局担当課とのやりとりは、口頭により行い、業務の遂行上必要でない
と判断し、文書を取得・作成していない。

(4) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例におい
てはこのような規定はなく、主張自体失当である。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないた
め、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実
施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができ
ることを規定する（条例第5条）。

また、条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、
この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければ
ならないこと（条例第3条第1項）及び公文書を開示する場合においては、
個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし
なければならないこと（同条第2項）を規定する。

(2) 開示請求の対象となる文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務
上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であ
って、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が
保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

(3) 本件文書の開示について

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったと
きは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下
「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対
し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7
条）。

そして、条例は、開示請求に対する決定等として、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」ことを規定する（条例第10条第2項）。

当審査会において、本件文書の存否について処分庁から事情を聴取し確認をしたが、松戸市消防局長による処分に対する審査請求については、消防局担当課とのやりとりは口頭で行っており、文書の取得・作成をしていないとの説明に不自然、不合理な点はなく、文書が存在するとの合理的な疑いを抱くには至らなかった。

以上のとおり、本件文書は、条例第10条第2項の「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当する。

（4）審査請求人の主張について

裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

（5）以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月20日	諮問書の受理
平成31年2月13日	第1回審査会（諮問の報告）
平成31年3月28日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成31年4月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和元年6月6日	第4回審査会（審議）
令和元年7月8日	第5回審査会（審議）